

平成 28 年度 四万十町農業委員会 第 8 回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成 28 年 11 月 24 日 (木)
2. 場 所 四万十町大正 きらら大正 2 階 小会議室
3. 時 間 開 会 13 時 30 分
閉 会 14 時 29 分

4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	×	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	×	武内 亮			

5. その他の出席者

事務局 西谷久美、林和利、山本英明、友永龍二、横山祥与

6. 提出議案

- 日程第 1 指定第 15 号 会期の決定
- 日程第 2 指定第 16 号 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 報告第 6 号 非農地証明願いについて
- 日程第 4 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 日程第 5 議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 日程第 6 その他

議 長

本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

東京も11月に54年ぶりに雪が降ったということで、こちらの方も寒くなってきました。また、インフルエンザも流行するという事も報道されておりました。皆さんお身体には十分気を付けて頂きたいと思います。本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

それでは、只今より「平成28年度 四万十町農業委員会第8回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくをお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくをお願いします。

なお、本日の会議に、5番 田村久美子委員、10番 武内亮委員より本会議についての欠席の届けが出ております。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は17名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。

憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。

本日の憲章朗読は、15番 山崎力委員をお願いいたします。

ご起立をお願いします。

山崎 委員

ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長

ご着席ください。

日程第1、指定第15号「会期の決定」についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第8回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日24日、一日と定めますがご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 8 回大正・十和農地部会の会期は本日 24 日、一日と決定いたしました。

次に日程第 2、指定第 16 号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を 2 名指名いたします。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、14 番 中原英昭委員、15 番 山崎力委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて日程第 3、報告第 6 号「非農地証明願について」事務局より報告願います。

事務局

報告第 6 号「非農地証明願について」

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

それでは報告第 6 号 番号 1 番について議案書をもとに報告いたします。

番号 1 番 申請地・四万十町江師字大ソリ 529 番 1 登記地目・畑 面積・103 m² 1 筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、昭和 33 年以降休耕となり農業用倉庫を建てて使用している。今後農地としての利用は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成 28 年 10 月 17 日です。

番号 2 番 申請地・四万十町大正字五松寺中 428 番 1 登記地目・畑 面積・210 m² 1 筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって 10 年以上経過しており現在は雑木が生え原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成 28 年 8 月 16 日です。

以上報告を終わります。

議長

報告第 6 号について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございませんか。

特になければ、報告第 6 号「非農地証明願について」は終わります。

日程第 4、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 23 号、番号 1 番について議案書をもとにご説明します。番号 1 番の申請地は、2 筆になります。

所在地及び地目・四万十町戸川字下屋式 859 番 1 地目及び現況・畑 面積・915 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積 1,164 m²となります。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望です。譲渡理由は町外転出による農業廃止です。譲受人の耕作面積は 10,669 m²で下限面積は達成しております。

番号 1 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 議案第 23 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員は、補足説明があればお願いします。

宗海 委員 補足説明いたします。譲渡人、譲受人、双方に会い現地確認してまいりました。申請地の上には譲渡人の宅地があり、下には譲受人の宅地があり、家も近所ということで、どうしても譲受人の方に譲渡したいという意思が強いそうです。譲渡人の方は生まれが愛媛県の方で、お歳のこともあり、財産を処分して生まれ故郷に帰りたいという意思もございます。譲受人の方に相談したところ第 3 者に渡すよりかは譲受人の方が買いたいという、双方納得の上でこういった案件が出てきました。特に問題はないかと思えます。

議 長 議案第 23 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

議案第 24 号番号 1 番については議席番号 8 番の宮谷委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号 2 番の審議、採決を行いその後、議席番号 8 番の宮谷委員には退席をしていただき、番号 1 番の審議、採決としたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 24 号、番号 2 番について議案書をもとにご説明します。

番号 2 番の申請地は 1 筆の内一部になります。

所在・四万十町広瀬字シンヤ畑 193 番 1 登記地目・畑 面積・4,388 m²の内 18 m²の農地で、農地区分は第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第 2 種農地）と判断をいたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側は自己の所有する宅地となっております。西側、南側、北側はいずれも「同意あり」の畑となります。土地の造成計画につきましては、整地のみですが納骨堂周囲はコンクリート舗装となります。進入路は北東側の自己の所有地である宅地より歩いて進入します。排水計画につきましては、雨水は周囲の自己所有の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されていることを確認しております。本件については以上です。

議 長 議案第 24 号番号 2 番について事務局の説明が終わりました。担当委員は補足説明があればお願いします。

上戸 委員 事務局の説明どおりでございます。山中にある墓地を便利の良い所におろして納骨堂を建てるという事であります。現地確認を行い、周囲の農地も確認いたしました。申請にかかる用途に遅滞なく供する確実性ですが、許可がおり次第速やかに墓地の設置が実施されることを確認いたしました。次に計画、面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺の農地等にかかる営農、条件への支障の有無ですが、四方が本人の農地であり、周辺の農地の同意も得ておりますので問題ないと思います。雨水の排水計画についてですが、自己所有地である申請地内へ自然浸透する計画で、周辺農地への営農の支障はないと思います。最後に資力及び信用についてですが、事業計画書の内容で確認しております。以上の結果、番号 2 番の転用は問題ないと判断いたしました。

議 長 議案第 24 号番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 24 号番号 2 番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決いたしました。

続いて番号 1 番の審議、採決を行いますので議席番号 8 番宮谷委員は一時退席をお願いいたします。

(宮谷委員 退席)

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 24 号番号 1 番について、議案書をもとにご説明いたします。

番号1番の申請地は1筆の内一部になります。所在・四万十町大井川字楠元平ラ200番1 登記地目・畑 現況・畑 面積・2,502㎡の内25.22㎡の農地で農地区分は第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、その他の農地(第2種農地)と判断いたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側については自己の所有する原野になります。西側は「同意あり」の畑、南側についても「同意あり」の畑となります。北側については自己の所有する原野になります。土地の造成計画については、整地のみですが納骨堂周囲はコンクリート舗装となります。進入路は北東側の自己の所有地である宅地より自己の所有する畑を経由し、歩いて進入します。排水計画については、雨水は自己所有地である申請地の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、墓地埋葬法の許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されていることを確認しております。本件については以上です。

議長 議案第24号番号1番について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

平野委員 現地確認してまいりました。計画書のとおり両側が先祖墓であり、新しく入るスペースがなく今回の申請となったそうです。許可がおりますと新設の納骨堂に先祖墓もまとめて管理をしていくようです。また、排水は自然浸透ということですが、自己所有地が十分あり問題ないと思います。保健所にも申請をしており、隣接者の承諾も得ております。以上です。

議長 議案第24号番号1番について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第24号番号1番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」番号1番は、原案のとおり可決いたしました。

(宮谷委員 着席)

ここで休憩いたします。

・・・休憩・・・

定刻となりましたので再開いたします。

日程第6 その他を議題といたします。

「平成 28 年度第 9 回（12 月）大正・十和農地部会及び第 3 回定例総会の日程について」

予定では、12 月 22 日（木曜日）です。時間は午後になると思います。場所はきらら大正の予定です。よろしくお願ひします。なお、日程を変更しなければならぬ場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承ください。

他に本日協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特にないようですので、日程第 6「その他」は終了いたします。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして「平成 28 年度四万十町農業委員会第 8 回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。